

市からの連絡帳

税・年金

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 4月18日(土)・19日(日)午前9時～午後4時

場 いずれも田無庁舎のみ

- 市税・納税課(4階)
- 国民健康保険料…保険年金課(2階)
- 内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
- ▶納税課 田無 042-460-9832
- ▶保険年金課 田無 042-460-9824

固定資産税の

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。

時 4月1日(水)～6月1日(月)

場 資産税課(田無庁舎4階)

- 対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者 ②①の同居の親族の方 ③①の委任を受けた方 ④納税管理人
- 持 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など顔写真入りの証明書、または5月1日(金)に発送予定の納税通知書) ※代理人の場合は委任状も必要
- ※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができます。
- ※「固定資産名寄帳」は、縦覧期間中、

手数料が無料となります。
 ※納税通知書(5月1日(金)に発送予定)の課税明細書には、課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路等)は表示していません。
 ▶資産税課 田無 042-460-9829・9830

国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住所がある20歳以上の方は、国民年金に加入し保険料を納めることになっていますが、学生の方は、学生納付特例(以下「学特」という)の申請をすると、保険料の納付が猶予されます。

□前年度に学特承認済み(または申請済みで承認予定)の在学中の方

年金事務所から申請書が4～6月初めごろに順次郵送されます。返信はがき(同封)にご記入のうえお送りください。

□初めて学特を申請する方

- 4月2日(水)以降に20歳になる方は、誕生月に年金事務所から年金加入案内(学特申請書同封)が届きます。
- 20歳以上で現在まで未納期間がある方または今年度から学特申請を希望する方

□共通

対 学生で申請年度前年の本人所得が一定額以下、または失業などの理由がある方

※在学する学校の変更(大学院進学等)や在学期間の延長などがある場合は、再度申請が必要

※毎年度申請が必要

※学特承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、受給額計算には含まれません。

※一部非対象校あり

□申請

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 学生証(コピー可。裏面等)または在学証明書(原本)・離職票等

問 武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
 ▶保険年金課 田無 042-460-9825

福祉・教育

庁舎窓口に手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。

□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎	田無庁舎
4月1日(水)	4月17日(金)

※通訳者配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 田無 042-420-2804
 FAX 042-466-9666



就学援助費の申請受付

教育費にお困りの家庭へ学用品や学校給食費などの学校でかかる費用の一部を援助します。前年度に引き続き希望する方も再度申請してください。

対 ●保護者と児童・生徒が在住 ●国公立小・中学校に在学 ●平成31年1月～令和元年12月の世帯の収入金額が生活保護基準額表から算出した需要額(家族構成により異なる)の1.5倍未満

※火災や天災などに遭われた方はお問い合わせください。

□援助内容 学用品・通学用品費、新入学学用品費(入学後支給)、新入学準備金(入学前支給)、修学旅行費、校外活動費(宿泊あり・なし)、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯・中耳炎等)の治療費

◆申請受付

時・場 ●4月6日(月)～30日(水)・学務課(田無第二庁舎3階)

●4月20日(月)～24日(金)・東分庁舎(地下1階)

※郵送での受付不可

持 ①就学援助費申請書(●市内在学者…4月上旬に学校で全員へ配布 ●市外在学者…受付窓口で配布)

②添付書類(いずれもコピー可)

- 給与収入のある方…令和元年分源泉徴収票
- 自営収入のある方…令和元年分の所得税の確定申告書控え等

- そのほか収入のある方…昨年得た収入が証明できるもの
- 賃貸住宅にお住まいの方…賃貸契約書など、令和元年12月の家賃額が分かるもの
- ▶学務課 田無 042-420-2824

暮らし

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成制度

飼い主のいない猫に関する苦情・相談が寄せられています。これらは飼い猫が捨てられて繁殖したものです。

市ではこうした不幸な猫の数を減らし、問題や被害を防ぐため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成しています。

対 在住・在勤・在学の個人または団体で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

□助成の条件 ●市が指定する動物病院で手術を受けさせ、不妊・去勢済みであることが外見から判断できる措置(耳カット)に同意できる ●猫の餌場の清掃、ふん尿処理など、地域住民への理解を得られるよう努める

□助成額 ●不妊手術(雌)…1万円まで ●去勢手術(雄)…5,000円まで

※対象となるのは不妊・去勢手術のみ(そのほかの処置などは申請者負担)

申 4月1日(水)から(申込順) ※予算に限りがあるため事前に電話でご相談ください。詳細は市HPをご覧ください。

▶環境保全課 田無 042-438-4042

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時・場 4月18日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅

※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順) ※1人40分程度

申 4月15日(水)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会

▶住宅課 田無 042-438-4052

雨水浸透施設などの助成制度

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を道路や河川に流さず地下に浸透させる

野鳥の営巣にご用心

スズメ、シジュウカラ、ムクドリなどは、この時期に雨戸の戸袋に入り込んで営巣することがあります。1カ月程度でヒナは巣立ちますが、ダニの発生原因にもなるので、隙間を塞いで入り込まないようにしましょう。



▶環境保全課 田無 042-438-4042

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給される児童扶養手当および中・重度の障害のある子どもを養育している方に支給される特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.5%引き上げとなりました。

※支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。▶子育て支援課 田無 042-460-9840

◆改定後の額(月額)

□児童扶養手当

単位：円

対象児童		全部支給		一部支給	
		新	旧	新	旧
1人目	手当額	43,160	42,910	43,150～10,180	42,900～10,120
2人目	加算額	10,190	10,140	10,180～5,100	10,130～5,070
3人目以降(1人につき)	加算額	6,110	6,080	6,100～3,060	6,070～3,040

□特別児童扶養手当

単位：円

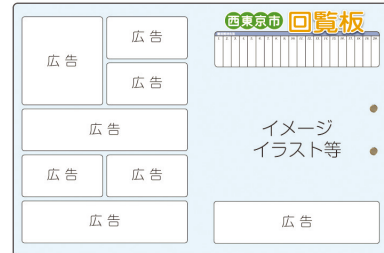
等級	1級(重度)		2級(中度)	
	新	旧	新	旧
手当額	52,500	52,200	34,970	34,770

自治会・町内会など回覧板掲載広告募集

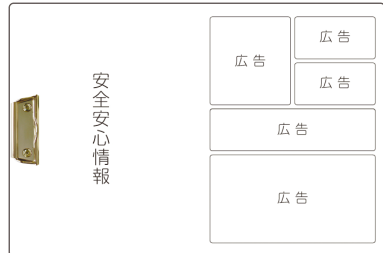
自治会・町内会やマンションで使用する回覧板を作成します。この回覧板に掲載する広告を募集します。

□概要 横464mm・縦312mm・背幅10mm程度。耐水紙・両面PP加工・カラー印刷

□外面(イメージ)



□中面(イメージ)



□作成部数 1,300部

□使用期間 おおむね5年

申 4月13日(月)～5月29日(金)に、電話で問へ(申込順)

※西東京市広告掲載要綱および西東京市広告掲載基準を順守すること。

問(有)サイシン広告 田無 0494-24-3995

▶協働コミュニティ課 田無 042-420-2821